

# 福祉有償運送 運転手服務規程

制定：平成 25 年 12 月 1 日

NPO 法人福岡市視覚障害者サポートセンター

## 第1章 総 則

### 目 的

#### 第1条

この規律は、NPO 法人福岡市視覚障害者サポートセンターにおける福祉有償運送の運転者に対し、運行の安全及び利用会員の利便を確保するため遵守すべき事項を定め、安全な運行を遂行することを目的とする。

### 関係法規等の遵守

#### 第2条

運転者は、道路交通法その他関係法令等に基づき遵守すべき事項及び交通ルール等の習熟に努め、プロドライバーであることを自覚して、道路交通の円滑性を阻害しない模範的及び交通事故を起こさないよう安全運転に努めなければならない。

- 2 運転者は、道路運送法及び同車両法、並びに関係法令等に基づき遵守すべき事項及び事業ルール等の習熟に努め、事業の公共性並びに社会的影響を常に認識して、業務の適正な運営及び旅客の利便の確保、並びに輸送の安全及び車両の保全に努めなければならない。
- 3 運転者は、特に定めのない事項については運行管理者に指示を受けるとともに、運行管理者の業務上の指示命令を遵守しなければならない。

## 第2章 運行安全の確保

### (日常点検)

#### 第3条

運転者は、運行開始前に日常点検を行い、その結果を点呼時に運行管理者に報告しなければならない。

- 2 運転者は、日常点検によって安全運行上の支障箇所を発見した場合は、運行管理者の指示に従い、その車両は整備を完了した後でなければ運行してはならない。

### 運行開始前の点呼

#### 第4条

運転者は、乗務しようとするときは運行管理者が行う点呼を受け、日常点検の実施結果を報告するとともに、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときはその旨を申し出なければならない。

- 2 運転者は、日常点検を終え、運行するときに運行管理者の点呼時の報告のほか、掲示箇所による指示事項を確認しなければならない。

#### 乗務携帯品

##### 第5条

運転者は、乗務しようとするときは次に掲げるものを携行しなければならない。

- (1) 自動車運転免許証
- (2) 自動車の鍵、運転者証、乗務記録、釣り銭、領収書
- (3) その他特に指示したもの（ステッカー等）

#### 運行中の車両不良

##### 第6条

運転者は、走行中に制動装置、かじ取り装置等、自動車の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めたときは、直ちに運行を中止し、その旨を運行管理者に報告すること。

#### 乗務中の体調不良

##### 第7条

運転者は、乗務中に発病し、又は疲労、眠気等により、安全な運転をすることができない恐れがあるときは、速やかに乗務を停止し、その旨を運行管理者に申し出ること。

#### 運行の安全確保

##### 第8条

運転者は、関係法令の規定を遵守して運行の安全の確保に努め、次に掲げる事項については特に厳守しなければならない。

- (1) 県公安委員会が、区域、区間、場所、時間等を定めて指定する制限速度。
- (2) 事故を防止するためやむを得ない場合以外に、絶対に急停車しないこと。
- (3) 坂路において自動車から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、利用会員を降車させ安全な場所に誘導すること。
- (4) 踏切を通過しようとするときは、停止線の直前で停止し又は信号機の表示する信号によって安全を確認して進行しなければならない。なお、踏切を通過するときは変速装置を操作しないこと。
- (5) 道路の巾員、カーブ、傾斜、路肩及び路面に注意し、無理な運行をしないこと。  
なお、雨天等の場合に軌道上又はスリップのおそれのある路上を運行するときは、

必ず徐行すること。

- (6) 禁止場所及び無理な場所又は無理な場合には、転回（U字型）及び追越しをしないこと。なお、交差点、横断歩道、軌道電車停留所（警戒ライン、安全地帯）を通過するときは、必ず徐行すること。
- (7) 酒気を帯びて乗務しないこと。
- (8) 運転中に煙草を吸わないこと。
- (9) 運転中に携帯電話を使用しないこと。
- (10) 運転操作に円滑を欠くおそれがある服装（履物を含む。）をしないこと。
- (11) 運転中は座席ベルトを着用すること。又、座席ベルトを着用しなければならない座席の利用会員に着用させること。

## 事故に関する処置

### 第9条

運転者は、自動車の運行中に天災その他の事故が発生した場合、速やかに運行管理者に報告しその指示に従うとともに次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。この場合において、利用会員の生命を保護するための処置は、他の処置に先んじてしなければならない。

- (1) 利用会員又は歩行者等に死傷者があるときは、速やかに応急手当その他の必要な措置を講じ、保護すること。
- (2) 遺留品を保管すること。
- (3) 警察署又は警察官に通報すること。
- (4) 事故現場の保存に努めること。
- (5) 目撃者等がある場合、その住所及び氏名を記録し、証人の依頼をして置くこと。

## 運行を中断したときの処置

### 第10条

運転者は、車両の故障若しくは事故又はその他やむを得ない事由によって運行を中断しなければならないときは、利用会員の理解を得て中止すること。

## 踏切内で運行不能となったときの処置

### 第11条

運転者は、自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに利用会員を誘導して退避させるとともに、非常信号用具の使用及び車両の移動等、列車に対し適切な防護措置をとらなければならない。

## 運送の引受け又は継続の拒絶

### 第 12 条

運転者は、次に掲げる場合に限って運送の引受け又は継続を拒絶することができる。ただし、この場合、丁寧に関係法規等を説明して相手方の理解を得るよう努めなければならない。

- (1) 当センターが認可を受けて実施している運送約款によらないものであるとき。
- (2) 旅客から特別の負担を求められたとき。(運賃割引、又は有料道路使用料負担等。)
- (3) 法令の規定、又は公の秩序、善良な風俗に反するものであるとき。
- (4) 天災、その他やむを得ない事由により運送上の支障があるとき。
- (5) 法令の規定、又は公の秩序、善良な風俗に反する行為をし、制止又は指示に従わない者であるとき。
- (6) 危険物を携帯している者であるとき。
- (7) 著しく泥酔した者、又は著しく不潔な服装をした者等であって、他の利用会員の迷惑となるおそれのある者であるとき。
- (8) 法定の感染症の患者又は所見者であるとき。

## 接遇の基本

### 第 13 条

運転者は、利用会員及び公衆に対して公平かつ懇切な取扱いをし、利用会員を常に「センター」の大切なお客様と心得て必ず敬称をもって呼ぶものとし、服装等によって対応を差別したり、おろそかにしてはならない。また、バリアフリー対応の接遇を習得しなければならない。

## 地理等の習熟

### 第 14 条

運転者は、確実かつ迅速に運輸を遂行するため区域内の地名及び町名並びに地番配置、主要道路の名称及び区間並びに位置、主要な店舗並びに建物の名称及び位置等を修得するとともに、運送頻度の高い区間の交通状況及び最短経路並びに迂回経路の習熟に努めなければならない。

## 利用会員への言葉づかい、動作

### 第 15 条

運転者は、利用会員及び公衆に対して言葉づかい及び動作を常に丁寧にし、運転中は利用会員とのコミュニケーションは言葉が頼りであり、言葉づかいは感じよく明瞭か

つ簡潔にするよう心掛け、特に返事は「ハイ」と明るく速やかに行うよう努めなければならない。また、親しみと礼儀を込めてにこやかに対応し、キビキビと動作するよう努めなければならない。

#### 乗務中の服装、身なり

##### 第 16 条

運転者は、整髪及びひげ剃り等の身なりを整えるとともに、シャツ及び肌着類についても清潔の保持に努め、身なりを整え、利用会員及び公衆に不快感を与えないよう努めなければならない。

#### 客席の清潔保持

##### 第 17 条

運転者は、常に車両の美観と清潔の保持に努め、利用会員が降車して次に利用会員を乗車させる合間に、客席の座席シート及び足元の状態を点検して利用会員に不快感を与えないよう努めなければならない。

#### 乗降時の対応

##### 第 18 条

運転者は、利用会員降車の際には料金を告げ、お客様の確認を得るよう努めること。

- 2 利用会員の支払金銭を受け取ったら、受取金銭の確認を告げ、つり銭が必要な場合はつり銭の金額を言って正確に手際良く扱うこと。
- 3 料金を受け取ったら「ありがとうございました。」とお礼を言い、必ず「お忘れ物がないように。」とのひとことを申し添えること。
- 4 乗降時には入り口まで介助をし、安全な場所まで誘導すること。

#### 車内遺留品の未然防止

##### 第 19 条

運転者は、利用会員の車内遺留品の発生を未然に防止し、万一の場合に早期に発見するため、旅客が降車する都度、次に掲げる事項について励行しなければならない。

- (1) 利用会員の降車時に、乗車ご利用のお礼の言葉に必ず続けて「お忘れ物はございませんか？」と告げて、利用会員に忘れ物がないよう注意を喚起すること。
- (2) 利用会員が降車した後、必ず客席（シート並びに床面）及び助手席に目を通し確認するとともに、後部トランクに携帯品を預かった覚えがないかよく確かめること。

## 遺留品の処理

### 第20条

運転者は、遺失主に返還することが可能な場合は返還に努め、遺失主に返還することが困難な場合及び遺失主が不明の場合は大切に遺留品を保管し、運行管理者に事情等を説明して引き継ぐこと。

## 第3章 運送業務の遂行

### 業務の基本的事項

#### 第21条

運転者は、「センター」が許可を受けている事業に違反する旅客を運送してはならない。

- 2 運転者は、「センター」が認可を受けていない運賃及び料金による運送をしてはならない。
- 3 運転者は、発地及び着地のいずれもが「センター」の区域外になる運送をしてはならない。

#### (乗務記録)

#### 第22条

運転者は、乗務しようとするときは乗務記録を携行し次に掲げる内容を記録しなければならない。

- (1) 運転者氏名
- (2) 登録番号
- (3) 車両登録番号
- (4) 乗務年月日、曜日、利用会員氏名、付添人の有無
- (5) 利用会員を運送する毎の発地、着地、経過地、開始時刻、終了時刻、乗務距離及び收受した対価
- (6) 交通事故、車両故障、その他の異常な状態が発生した場合にあってはその概要及び原因
- (7) 遺留品、苦情等があった場合はその概要
- (8) その他必要と認められる事項

### 収入金の納金

#### 第23条

運転者は、毎月收受した対価を納金し、乗務記録に添えて提出しなければならない。

## 第4章 賃金

賃金規定

### 第24条

運転者の賃金は次のとおりとする。

- (1) 時給 750円
- (2) 通信費 100円（運行する1日に付き）
- (3) 燃料代 150円/10キロ毎

2 毎月月末締めで事務所に乗務記録と収受した対価を翌月5日までに提出し、乗務記録を基に賃金計算を行い、翌々月末に給与として支払う。

## 第5章 禁止事項

禁止事項

### 第25条

次に掲げる各号は運転者の禁止事項とし、違反が発覚した場合は即時運転者としての資格を停止とする。

- (1) 事務所に無断で運送を引き受けること
  - (2) 利用会員以外を乗せて対価を受け取ること
  - (3) 福祉有償運送の看板を悪用して法人に名誉を傷つける行為
  - (4) 同行援護や移動支援その他のサービスと時間を混在すること
  - (5) 定められた運賃以外に対価を請求し、受け取る行為
  - (6) 運行管理責任者及び運行管理を補佐する者からの指示に従わない行為
- 2 以上の行為を確認されたものはその程度を役員会で諮り、場合によっては停止処分より重い処分が下ることがある。

附則 この規則は当サポートセンターの役員会において改廃されるものとする。

平成25年12月1日

NPO 法人福岡市視覚障害者サポートセンター  
理事長 染井 圭弘